

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	施設マネジメント課
処分の名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第2条
基準規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第2条第1項;別表
処分基準	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例 （使用料の徴収） 第2条行政財産の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）からは、別表に定める使用料を徴収する。
不利益処分をしようとする場合の 手続	行政手続条例第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	施設マネジメント課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第7条
基準規定	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第7条
処分基準	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例第7条 （過料） 第7条 詐欺その他不正な行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	処分はそれぞれの行政財産を所管する課で対応する。

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	施設マネジメント課
処分の名称	行政財産の使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	地方自治法第238条の4第9項
基準規定	周南市公有財産管理規則第37条第3項;第38条
処分基準	<p>周南市公有財産管理規則第37条第3項、第38条 （使用許可の決定） 第37条 3 行政財産の使用を許可しないものと決定したときは、申請者に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。 （使用許可の取消） 第38条 課長は、法第238条の4第9項に規定する理由に該当すると認めたときは、遅滞なく前条の規定の例により処理しなければならない。</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	処分はそれぞれの行政財産を所管する課で対応する。